

2. 河川空間のオープン化について ①

河川空間のオープン化の概要

- 河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会の活用などにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定する。

※区域の指定は、地元都道府県又は市町村(特別区を含む。)からの要望等を契機として行うことと想定。

- 占用許可を受けた営業活動を行う事業者等は、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能に。



都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能。

2. 河川空間のオープン化について ②

河川空間利用のイメージ

